

地域主導型公民館への移行について

方向性	<p>今、公民館には、単に個人の「趣味や教養」を充足させるにとどまるのではなく、防災、子どもの安全・安心、環境や福祉などの「現代的課題への取組み」に重点を置き、すべての地域住民の参画を促し、みんなの幸せのために役に立つ「地域づくりの拠点」としての機能が求められています。</p> <p>そのような状況の中、地域活動や公民館活動に対して高い志を持ち、社会教育やまちづくりに関する知識・技術を持った人材を登用することによって、地域との連携を促進し、地域ニーズに基づく事務所開館時間の拡大、職員の勤務体制の柔軟化など利用しやすい施設へ改善を図るとともに、自分たちのことは自分たちで行う共助への意識転換を図り、公民館を自立した人づくりの拠点と位置付けていきたいと考えております。</p> <p>住民の公民館利用に関しては現状を踏襲し、すべての地域住民にとって親しみの持てる施設になるよう努めます。生涯学習が定着し、従来公民館が提供していた必要課題に関する学習についても出前講座などを利用することで可能になったこと、地域にも多くの人材が生まれ、さらにその登用が地域の活性化に結び付くという観点からも、一定の試行期間を経て、行政主導から地域主導への移行を図ろうとするものです。</p> <p>(推進の柱として…)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の主体性を尊重し、それぞれの地域特性に応じた柔軟な公民館経営をめざす。 (多様性の許容) 2. 地域の人材の登用によって、地域を愛する心でともに支えあう、利用しやすい公民館運営をめざす。 (住民ニーズの反映) 3. 生涯学習で学んだ成果を活かし、住民が力をあわせてまちづくりに取り組む拠点としての公民館をめざす。 (地域づくり拠点)
-----	---

移行に向けてのスケジュール

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区 分	第1次試行期間	第2次試行期間	試行評価・本格実施調整年度	地域主導型公民館への本格移行
移行公民館数	4公民館予定 泉川・金子・若宮・惣開	実施可能と判断した地域が移行する。	すべての地域が移行し、試行を完了する。	すべての地域での地域主導型公民館の運営を開始する。
現行公民館数	12公民館予定			
職員の配置状況	A型 12公民館 館長(非)・主事(正)・主事補(非)	A型 公民館 館長(非)・主事(正)・主事補(非)		
	B型 4公民館 館長(非)・主事(非)・主事補(非)	B型 公民館 館長(非)・主事(非)・主事補(非)	B型 公民館 館長(非)・主事(非)・主事補(非)	B型 公民館 館長(非)・主事(非)・主事補(非)
	C型の希望なし	C型 公民館 館長(常)・主事補(非)	C型 公民館 館長(常)・主事補(非)	C型 公民館 館長(常)・主事補(非)
	★モデル地域において先導的に実施して、他地域が学習する。	★各館が特性を生かした取組みを進め、よりよい方法を検討する。	★試行期間の運営状況を総合的に評価し、新体制を確立する。	★地域の主体性を尊重した拠点施設としての公民館として機能拡充する
大島公民館と別子山公民館については既に移行公民館に準じた人事配置となっており、上記では除く。				

	現在の公民館	平成23年度以降の公民館（地域主導型公民館）
法的根拠	公民館は社会教育法に規定された社会教育施設 公民館は市町村が設置する。(法21条) 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。(法27条) 職員は教育長の推薦により、教育委員会が任命する。(法28条)	公民館は社会教育法に規定された社会教育施設（現状と変更なし） 公民館は市町村が設置する。(法21条) 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。(法27条) 職員は教育長の推薦により、教育委員会が任命する。(法28条)
職員体制	館長（非常勤） 公民館事業の総括責任者 主事（正規） 公民館事業の実施責任・企画立案 主事補（非常勤） 事務処理等で主事の補助を行う 管理人（非常勤） 職員不在時の管理	館長 地域の実態に応じた勤務 主事 (非常勤) 指導系職員・地域との調整役 週30時間 柔軟な勤務 主事補（非常勤） 事務処理を担う職員 週30時間 主事と調整 管理人（非常勤） 同左（勤務内容の平準化を図る。）
人事権	館長 運審会の意見を求め、教育長が推薦、教育委員会が任命 主事 市職員の人事異動による。 主事補・管理人 公募し、教育委員会が任命	館長 運審会の意見を求め、教育長が推薦、教育委員会が任命 主事 公募により人選し、教育委員会が任命する。 主事補・管理人 公募し、教育委員会が任命
予算	公民館管理運営費 人件費・光熱水費・修繕費など（直接経費） 公民館活動費・社会教育充実費 公民館各種事業費（委託料） 国の委託事業 希望により配分	公民館の管理運営・事業運営に必要な経費に基本的に変更点はない。 国の委託事業等の有効活用を促進する。
施設利用	社会教育施設として、社会教育法に基づく公民館の施設利用を図る。 禁止事項（営利活動・政治活動・宗教活動） 施設使用料は無料 開館時間 9:00～21:30 事務室開館 市職員の執務時間	社会教育施設として、社会教育法に基づく公民館の施設利用を図る。 禁止事項（営利活動・政治活動・宗教活動） 施設使用料は無料 開館時間 9:00～21:30 事務室開館 地域実態に応じて柔軟対応
推進組織	公民館運営審議会（公民館長の諮問機関）条例上15名以内 学校関係者・各種団体長・学識経験者などで構成。協力委員を設置している場合がある。	公民館運営審議会の拡充を図る。 公民館活動を支援する地域住民の育成を図り、幅広い公民館活動リーダーによる協力体制を構築し、事業推進にあたる。 社会教育主事による指導の充実・地域人としての市職員の支援体制確立
活動内容	学級講座の開設 → 運営委員会への委託 文化祭・運動会などイベントの開催 → 実行委員会が実施 学校開放運営事務 → 運営委員会が調整し、職員が事務処理 各種団体が実施する事業 → 基本的には各館の判断で対処 グループサークル活動 → 基本的には利用者の責任 国等の委託事業 → 地域の実施主体が実施、館によっては関与	学級講座の開設 → 運営委員会への委託 文化祭・運動会などイベントの開催 → 実行委員会が実施 学校開放運営事務 → 運営委員会が調整し、職員が事務処理 各種団体が実施する事業 → 地域づくりに積極的な関与を促す。 グループサークル活動 → 基本的には利用者の責任 国等の委託事業 → 地域の実施主体が実施、館の関与を促す。

（**太字部分**が主な内容変更点、今後の充実項目を示す。）